第十八条第三項第一号算式の符号C中「平成25年度」を「平成26年度」に、「0.866」を「1.031」に改め、同号算式の符号D中「1.053」を「1.050」に、「1.661」を「1.000（ただし、東京都にあつては1.361）」に改め、同号算式の符号E中「1.015」を「1.012」に改め、同条第四項第一号算式の符号αを「0.83」を「0.83（ただし、熊本県にあつては0.78）」に改め、同条第五項第一号算式中「1.054」を「1.023」に、「1.040」を「1.022」に改め、同条第六項算式の符号αを「0.551」を「1.367」に改め、同項算式の符号βを「0.551」を「1.359」に改め、同条第七項算式の符号αを「0.495」を「1.005」に改め、同項算式の符号βを「0.460」を「1.004」に改める。

第十九条第二項算式中「4,167千円」を「4,227千円」に、「1,225千円」を「1,348千円」に、「0.0369375」を「0.036975」に改め、同項算式の符号Cを「0.023」を「0.019」に改め、同条第三項第一号算式の符号A中「第72条の49」を「第72条の48の２」に改め、同号算式の符号αを「1.23」を「1.18（ただし、熊本県にあつては1.13）」に改め、同号算式の符号βを「1.14」を「1.28」に改める。

第十九条の二第二項算式中「0.00622460」を「0.00687453」に、「0.00304502」を「0.00342016」に、「0.00458271」を「0.00481222」に、「0.00214202」を「0.00240611」に改め、同項算式の符号A中「地方税法第72条の114第４項に規定する」を「当該年度の」に改め、「相当する額」の下に「として総務大臣が定める額」を加え、同条第三項算式中「0.00271243」を「0.00278448」に、「0.00128840」を「0.00138439」に、「0.00189870」を「0.00194914」に、「0.00090642」を「0.00097457」に改め、同項算式の符号A中「地方税法第72条の114第４項に規定する」を「当該年度の」に改め、「相当する額」の下に「として総務大臣が定める額」を加える。

第二十条算式中「0.01937」を「0.01983」に改め、同条算式の符号B中「課税標準額」の下に「に道府県税課税状況調第33表（課税標準の特例の適用状況に関する調）の表側「計」、表頭「法附則第11条第７項（認定都市再生計画）（条例で定める割合による場合）」のうち「控除額」欄の額を加算し、同表の表側「計」、表頭「法附則第11条第７項（認定都市再生計画）（参酌基準による場合）」のうち「控除額」欄の額を控除した額」を加える。

第二十一条算式中「0.6274」を「0.62996」に改める。

第二十二条算式中「54,200円」を「53,900円」に改める。

第二十三条算式中「40,800円」を「26,500円」に改め、同条算式の符号Aを次のように改める。

A　前年度において自動車取得税の課税の対象となつた自動車（地方税法第113条第２項の規定によつてその取得が課税対象とならない自動車、同法第115条第１項、第２項若しくは第３項、第120条、附則第12条の２の４若しくは地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第１条の規定による改正前の地方税法（以下この条において「平成28年改正前地方税法」という。）附則第12条の２の２第１項若しくは第２項、附則第52条第１項若しくは第２項の規定によつてその取得に対して自動車取得税を課することができない自動車又は地方税法第125条第１項、第126条第１項若しくは平成28年改正前地方税法附則第52条第３項の規定によつてその取得に対する自動車取得税の納税義務が免除された自動車を除く。）の台数

第二十四条算式中「0.913」を「0.910」に、「29,400円」を「29,500円」に、「11,100円」を「9,000円」に、「9,200円」を「9,300円」に改め、同条算式の符号C中「第３項」の下に「及び第４項」を加える。

第二十五条第一号の表を次のように改める。

鉱区の種類			表示単位	額
業と砂権し鉱のな目い鉱区鉱的	石油又は可燃性天然ガス鉱業権の目的鉱区	試掘鉱区	面積（百アール）	九九円
		採掘鉱区	面積（百アール）	一九八
	石油又は可燃性天然ガス鉱業権の目的鉱区	試掘鉱区	面積（百アール）	一四八
		採掘鉱区	面積（百アール）	二九六
権と砂のす鉱をる鉱目区的業的	河床でないもの		面積（百アール）	一四八
	河床	面積を課税標準とするもの	面積（百アール）	一四八
		延長を課税標準とするもの	延長（千メートル）	四四五

第二十五条第二号中「九八円」を「九九円」に改める。

第二十七条第一号中「第六号」、第八項」を「第七号」、第八項」、第十八項」、第三十一項」に、「に係るものにあつては二分の一」、同項第六号及び同条第四十項に係るものにあつては四分の三」、同条第十八項及び第三十九項に係るものにあつては三分の二」を「並びに同条第十八項ただし書及び第三十一項に係るものにあつては二分の一」、同条第二項第七号及び第四十項に係るものにあつては四分の三」、同条第十八項本文に係るものにあつては五分の三」に改める。

第二十九条中「一・〇二九」を「〇・九三八」に改める。

第二十九条の二中「一・〇四三」を「〇・九七八」に改める。

第二十九条の三中「一・〇四一」を「〇・九六七」に改める。

第三十一条第二項第一号中「二」、五七三円」を「二」、五七五円」に改め、同条第三項第一号算式中「127,800円」を「127,200円」に、「0.975」を「0.981」に改め、同号算式の符号Aを次のように改める。

A　市町村税課税状況調第12表の表側「市町村民税」の「合計」の表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該市町村の数に次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

a／b

算式の符号

a　当該市町村のその年の１月１日現在の20歳以上住民基本台帳登載人口

b　当該市町村の平成27年１月１日現在の20歳以上住民基本台帳登載人口

第三十一条第三項第一号算式の符号C中「平成25年度」を「平成26年度」に、「0.866」を「1.031」に改め、同号算式の符号D中「1.057」を「1.054」に、「1.527」を「1.000（ただし、特別区にあつては2.308）」に改め、同号算式の符号E中「1.016」を「1.013」に改め、同号算式の符号α算式及び算式の符号を次のように改める。

算式

（c／d）／124,929

算式の符号

c　市町村税課税状況調第59表の表側「市町村民税」の「合計」の表頭「総所得金額、山林所得金額及び退職所得金額分（超過税率課税分を含む）」欄のうち、「(B)について標準税率で算出したもの（超過税率課税分等を除いた額）」欄の当該市町村の額

d　市町村税課税状況調第12表の表側「市町村民税」の「合計」の表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該市町村の数

第三十一条第四項第一号算式の符号A中「第314条の６第１項」を「第314条の４第１項」に改め、同号算式の符号α中「0.92」を「0.94（ただし、熊本市にあつては0.89）」に改める。

第三十二条第二項算式中「0.735」を「0.73575」に改め、同項算式の符号C中「第20項、第23項、第24項及び第28項」を「第19項、第22項、第23項、第26項、第31項及び第34項」に、「及び第26項」を「、第26項及び第45項」に改め、「並びに地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第４号。以